

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月18日から20年8月16日まで
以前、当時の同僚が、自身に厚生年金保険が掛かっていたことを知り、一緒に働いた私の記録も確認するように勧めてくれたため、社会保険事務所（当時）で記録を確認したが脱退手当金を支給されているとのことであった。

申立期間に係る脱退手当金は、昭和21年7月27日に支給されているとの回答であったが、脱退手当金の制度など知らず、受給するはずはないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和21年7月27日に支給決定されたこととされているが、申立てに係る事業所における資格取得に際し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号索引票で申立人の前後に記号番号が払い出されていることが確認できる294人のうち、オンライン記録で被保険者記録が確認でき、申立人とほぼ同時期に資格喪失しており脱退手当金の受給要件を満たす65人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、支給記録があるのは8人のみである上、当時の社員は、「申立人のような幼年工は、終戦で全員解雇となって、すぐに自宅に帰さなければならず、書類や退職金など渡すどころではなかった。軍需工場であったので、終戦に伴い会社の書類はすべて焼却するよう命令されて焼却した。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、当該事業所における資

格喪失日が記載されていないことから被保険者期間が確認できず、同台帳には、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が昭和 20 年 11 月に焼失した旨の記載も確認できる上、当該事業所において申立人と同日付けで被保険者資格を喪失したとされている複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳には「当該事業所 20 年 8 月書類焼失」との記載が確認できる。

さらに、前述のとおり当時の社員が終戦後に当該事業所の書類を焼却した旨供述していることを踏まえると、21 年 7 月 27 日に脱退手当金の支給を決定するに当たっては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所の関係書類のいずれも失われていたものと推認され、当該支給決定時において、被保険者記録の確認を適切に行い得たとは考えにくい上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで

申立期間①については、20 歳時に父が役場で国民年金の加入手続を行い、保険料は両親と兄の分と一緒に集金人に納付していたと母から聞いている。父は支払い等にきちんとしていたので、未納となっているのはおかしいと思う。

申立期間②については、厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間であり、自分で加入手続をし、納付していたと思うが定かではない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳時に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の番号の記録等により、結婚後の昭和 63 年 10 月ごろに払い出されていると推認できることから、このころに国民年金の加入手続を行ったと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、はじめて被保険者となった日が昭和 63 年 7 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致することから、両申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①については、申立人の保険料の納付は、申立人の父親がすべて行ったとしているが、その父親は既に亡くなっており、申立人及び申立人の母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立人の当該期間の国民年金保険料の納付状況は不明であ

る。

加えて、申立人の父親及び申立人が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年8月から同年11月まで
年金記録を確認したところ、平成14年8月から11月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

転職の際に、何度か国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料をその都度納めてきた。経済的に納めることができないということは無かった。納付について証明する資料は無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によれば、16年2月24日付けで作成された未適用者一覧表の対象者になっていることが確認できることから、17年12月9日に申立期間に係る国民年金の資格取得及び資格喪失記録の追加処理が行われたことが確認できることから、申立期間の国民年金の加入手続はこのころに行われたものと考えられる上、申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間は、資格記録の追加処理が行われた平成17年12月9日の時点までは未加入期間であったことから保険料を納付することができない上、当該追加処理が行われた時点で、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

申立期間①においては、A店にB職として勤務していた。

申立期間②においては、C店にB職として勤務していた。

申立期間③においては、D店にB職として勤務していた。

いずれの事業所も、入社した時に、経理担当者に厚生年金保険被保険者証を提出し、厚生年金保険に加入していたと思うので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げた当時の上司が「勤務期間は不明だが、申立人はA店に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人はA店に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、申立人は、「A店は、E社の現在の事業主の母親が経営していたと思う。」と供述していることから、当該事業主に照会したところ、「当時、A店はF社が経営していたが、同社で勤務していた従業員はE社において厚生年金保険に加入させていた。」との供述があり、適用事業所名簿により、A店及びF社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったものの、E社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できた。

しかしながら、当該事業主は、「申立人が厚生年金保険に加入していた

か否かについては、資料等が火事で焼失しているため不明である。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認することはできない。

さらに、当時の上司は、「申立人は、B職の見習として勤務していた。」と供述しているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、A店にB職として勤務していたとする同僚二人のうち一人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者期間が確認できるものの既に死亡していることから供述は得られず、もう一人は申立期間①中に、被保険者資格を取得していることが確認できるが、「私は入社から3か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当該被保険者原票において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、当該同僚が供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、当該事業所では従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立期間①において、E社に係る当該被保険者原票を確認したものの、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

その上、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、適用事業所名簿によると、C店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は事業主の名前を記憶していないが、「C店は後にG施設になったが、当該G施設の経営者とC店の経営者は同一人だったと思う。」と供述しているところ、当該G施設の現在の経営者から、「当時のG施設の経営者とC店の経営者は別人であった。」との供述とともに、C店の経営者の名前に関する供述を得たものの、当該経営者の所在は確認できなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚について、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該同僚は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

その上、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実

を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録により、申立期間③のうち、一部の期間（昭和45年6月1日取得、46年4月30日離職）について、H社に係る被保険者記録が確認できるところ、申立人の上司及び同僚は、「勤務期間は不明だが、申立人はH社が経営するD店に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月1日から46年4月30日までの期間において、H社に勤務していたことが認められる。

また、申立人とは別の業務に従事していたとする前述の同僚は、「厚生年金保険はI社で加入していたと思う。両事業所の社長は同一人だった。」と供述しているところ、適用事業所名簿によると、当該事業所（D店及びH社）が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、I社は昭和44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、当該同僚は、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、H社の当時の事業主は、「申立人は見習B職で、雇用形態は現在のパートであったと思う。H社に勤務していた従業員をI社で厚生年金保険に加入させていたか否かは、資料が無いので分からない。」と供述している。

さらに申立人が同じB職として名前を挙げた同僚及び上司は、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

これらのことから判断すると、I社は、H社の従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間③において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、オンライン記録から、申立期間③のうち、申立人が20歳に到達した昭和45年*月から46年3月までの期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、申立人は、自身が国民年金の加入手続を行い保険料を納付したと供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 8 日から同年 11 月 16 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の年金記録が無かった。

しかし、申立期間は、C大学からD事業所E施設に派遣され勤務していた期間であり、給与が支給されていたのだから、年金の掛金も控除されていたと思われる。

申立期間について、A共済組合員であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所が保管する同事業所E施設のF職の交替に関する文書により、申立人が申立期間において同事業所E施設のF職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D事業所は、「申立期間は、A共済組合の加入事業所であったが、人事関係文書以外の当時の関係書類は保存されておらず、当時のことを知る職員も既にないため、申立人の同共済組合加入に関する取扱いについては不明である。」と回答している。

また、A共済組合に照会したところ、「D事業所から提出された届書の中には、申立人に係る届書は無い。」と回答しており、同共済組合が管理するD事業所に係る「喪失・転出組合員一覧」及び「喪失組合員照会」の記録において、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間の前後の期間において、申立人と同様にC大学を一旦退職し、当該事業所のF職として勤務したとする者に照会したところ、回答を得られた6人は、当該事業所における勤務期間は約3か月間であったとしており、このうち一人は、「健康保険被保険者証は交付され、給与から健康保

険料が控除されていたが、A共済組合の掛金は控除されていなかった。」と回答し、別の一人も「給与から共済掛金は控除されていなかった。」と回答しており、他の4人からも、当該事業所において給与から共済掛金が控除されていたことを裏付ける回答は得られない上、A共済組合が保管する前述の「喪失・転出組合員一覧」及び「喪失組合員照会」の記録の中に当該6人の氏名は見当たらない。

これらのことから総合的に判断すると、事業主は、C大学からD事業所E施設に、短期間の雇用期間をもって派遣されたとされるF職について、必ずしもA共済組合には加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間のA共済組合の掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間におけるA共済組合の掛金の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 31 日から 31 年 6 月 12 日まで
② 昭和 31 年 6 月 12 日から同年 12 月 18 日まで
③ 昭和 31 年 12 月 21 日から 35 年 7 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、すべての申立期間について、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、また、請求したことも無いにもかかわらず、脱退手当金を受給したとされていることは納得できないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 7 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 32 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、30 人について脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む 27 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 10 月 3 日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処

理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。